

適正な車上作動処理業務実施のお願い

平素はエアバッグ類の適正処理にご尽力いただき、ありがとうございます。

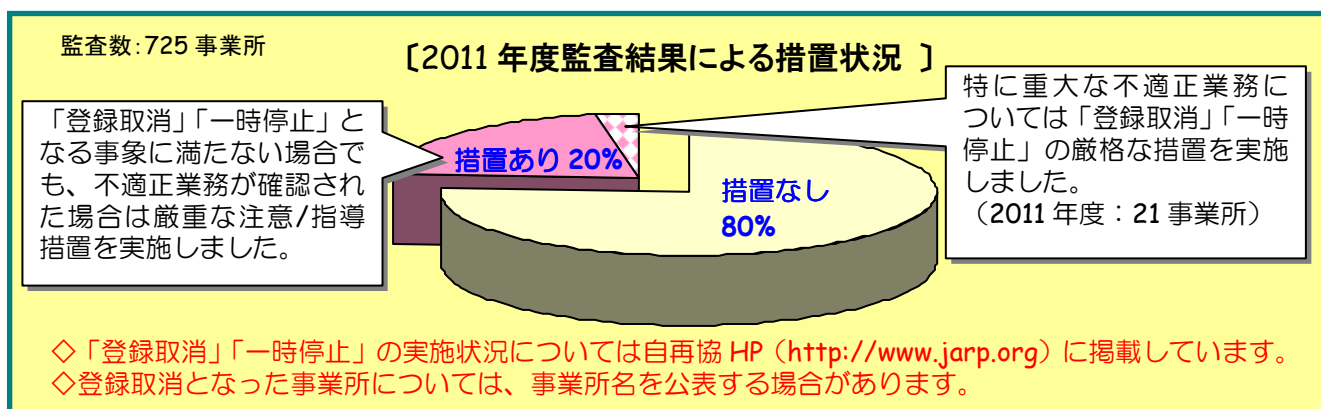
当機構では 09 年度から無通知による現地監査を実施しておりますが、今年度におきましても適正処理の周知活動の一環として、**原則、事前の連絡なしに無通知で監査を実施させていただきます**ので、ご協力よろしくをお願いします。

※自再協が委託した監査人（株式会社 矢野経済研究所）による現地監査についても、事前の連絡なしに監査を行います。

※自治体や国機関と合同で監査を行う場合があります。

1. 2011 年度の車上作動処理現地監査の結果

725 事業所に対し現地監査を実施しましたが、**一部（約 20%）の事業所においてはエアバッグ類の未処理等が確認されました。**このような場合には、エアバッグ類車上作動処理業務規約に基づき措置（車上作動処理の登録取消・一時停止等）を実施しました。



2. 措置対象となる主な事由

- ◆エアバッグ類を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた <規約第 7 条 1. (5) >
- ◆エアバッグ類を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた <規約第 7 条 1. (5) >
- ◆自動車メーカー等に引渡す以外の目的で未処理エアバッグ類を保管していた <規約第 7 条 1. (8) >

3. 処理忘れ等の不適正処理につながる主な理由と対策

- ◆作業前の装備確認が不十分な為、シートベルトプリテンショナー等を見落としてしまう。
⇒自動車/サイクルシステムの「車台詳細情報」を活用し、作業前の装備確認を確実に行う。
- ◆担当者の交代の際に、十分な引継ぎがなされていない為、正しい業務手順で作業が行われていない。
⇒別紙「業務手順書」を活用し、正しい業務手順で作業を行う。
- ◆社外の人（バイヤーさん等）がエアバッグ類を取外したり、エアバッグ類処理前の車両を持ち出している。
⇒自社で取り扱う車両の管理を確実にを行う。

万一、事故等が発生した場合は、現場を保存(写真等による保存でも可能)の上、速やかに自動車再資源化協力機構までご連絡ください!!!

自動車再資源化協力機構

TEL: 03-5405-6155 / E-mail: info@jarp.org